学校給食費の軽減をはかれ

答　要保護、準要保護、援助費等で対応している

大城　毅　議員

問　昨年度の学校給食共同調理場運営委員会での値上げの議決は撤回すべきだがどうなっているか。

教育長　撤回はしていない。食育を充実させるために今の物価と、消費税の改定の時期等も含めると、給食費の改定も必要ではないかというのも含めて撤回していないということである。

問　農業振興の観点から町内農産物の学校給食への活用を増やすべきだがどうか。

教育長　現在も行っているが可能な限り取り組めるよう関係者等と検討していく。

▲給食センターの様子。大鍋で混ぜる様子

問　こどもの貧困対策の観点から、学校給食の保護者負担軽減を図るべきではないか。

教育長　要保護、準要保護、児童生徒援助費等で対応している。

憲法改正の動きをどう思うか

問　国政において憲法改正を模索する動きがある。町長の見解はどうか。

町長　現憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を国の方針とし、戦後の我が国の発展と国際貢献に重要な役割を果たしている。現行憲法を評価しており、現段階で改正する必要はないと考える。

町長の「7つの政策宣言」を問う

問　町長の公約に「公共工事の町内業者優先発注」とあるが、これまでと何がどう変わるのか。

副町長　公共工事の指名に当たっては、従来どおり町内企業を優先して指名をしていく。

こんな質問もしました

○待機児童解消、保育士不足でどう対応するか。
○シルバー人材センターの設立で高齢者の生きがい、収入確保を
○住宅リフォーム制度の拡充を
○町道129号線未改修部分の整備を
○バス停の屋根設置を急ぐべきだかどうか。